平成２５年（フ）第４０１号
愛知県北名古屋市鹿田永塚165番地　タウニーＳＵＧＩ－Ｂ棟102号
債務者　倉田　光徳
1　決定年月日時　平成25年４月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月７日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第１３０号
兵庫県姫路市大津区勘兵衛町２丁目136番地３
債務者　福本虎一郎
1　決定年月日時　平成25年４月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月７日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２５年（フ）第１３４号
兵庫県姫路市東今宿３丁目９番17―603号メゾン東今宿
債務者　中田　誘司
1　決定年月日時　平成25年４月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月７日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２５年（フ）第３８号
福岡県小郡市二森1443番地１　市営長松住宅310号、申立時の住所福岡県小郡市小郡2223番地６
債務者　井上吉五郎
1　決定年月日時　平成25年４月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月７日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成２５年（フ）第６５号
盛岡市本宮３丁目４番24号
債務者　中下　景子
1　決定年月日時　平成25年４月８日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月10日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２５年（フ）第１１４号
仙台市太白区青山２丁目42番16号　フォーブル青山202
債務者　鈴木美奈子
1　決定年月日時　平成25年４月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月10日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２５年（フ）第２６号
福島市丸子字中町裏51番地の３　丸子グリーンハイツＳ―101、従前の住所福島市丸子字沢目23番地の９
債務者　瀬川　秀和
1　決定年月日時　平成25年４月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月10日まで
福島地方裁判所

平成２５年（フ）第１４号
福島県いわき市中央台飯野２丁目１番地の１市営住宅１－１、前住所福島県いわき市平下平窪中島町７番地の13　ハウス中島205
債務者　高橋　真樹
1　決定年月日時　平成25年４月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月10日まで
福島地方裁判所いわき支部

平成２５年（フ）第１５号
福島県いわき市小名浜愛宕町６番地の６　たかぎコーポ202
債務者　西澤　澄世
1　決定年月日時　平成25年４月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月10日まで
福島地方裁判所いわき支部

平成２５年（フ）第８８号
千葉県市原市辰巳台東５丁目７番地３　ブライトヒル辰巳203
債務者　松本　博一
1　決定年月日時　平成25年４月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月10日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２５年（フ）第１５１号
千葉県船橋市本町１丁目10番15―204号
債務者　高野　聡子（旧姓堀江）
1　決定年月日時　平成25年４月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月10日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２５年（フ）第６６号
新潟市中央区米山３丁目１番31号　パストラルハイム米山弐番館909号
債務者　らーめん万勝、本間信子こと　全　信子
1　決定年月日時　平成25年４月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月10日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第７１号
新潟市西区小針４丁目16番５号　ハイツＴ＆Ｋ－Ｂ201号、前住所新潟市中央区鳥屋野94番地40
債務者　百川　良子
1　決定年月日時　平成25年４月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月10日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第５７号
金沢市みどり３丁目108番地
債務者　高桑　ユリ
1　決定年月日時　平成25年４月10日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月10日まで
金沢地方裁判所

平成２５年（フ）第７６号
金沢市上荒屋５丁目377番地　エーク963―202号室、従前の住所石川県白山市福留南１丁目118番地
債務者　大門　由香
1　決定年月日時　平成25年４月10日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月10日まで
金沢地方裁判所

平成２５年（フ）第１０号
山梨県都留市十日市場780番地１　シャトーリオンⅡ205
債務者　ババイ　ダバグ　マンスール（ＢＡＢＡＥＩ　ＤＡＢＡＧＨ　ＭＡＮＳＯＵＲ）
1　決定年月日時　平成25年４月10日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月10日まで
甲府地方裁判所都留支部破産係